

○航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 28 号）新旧対照表
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（任用） 第 2 条 日本の国籍を有する者で次の各号の<u>いずれかに該当する年齢 18 歳以上 23 歳未満であつて航空学生試験に合格したものは 2 等海士たる自衛官に、年齢 18 歳以上 21 歳未満であつて航空学生試験に合格したものは 2 等空士たる自衛官にそれぞれ採用し、航空学生を命ずる。</u> ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の<u>現に</u>任命されている階級において又はこれと同位の階級の海上自衛官若しくは航空自衛官に<u>転官</u>させて航空学生を命ずる。 (1)・(2) （略） (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条各号の<u>いずれかに</u>該当する者 2 （略）	（任用） 第 2 条 次の各号の<u>一に</u>該当する<u>年齢 18 歳以上 21 歳未満の日本の国籍を有する者で航空学生試験に合格したものは、2 等海士又は 2 等空士たる自衛官に採用し、航空学生を命ずる。</u>ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の<u>現階級</u>において又はこれと同位の階級の海上自衛官若しくは航空自衛官に<u>異動</u>させて航空学生を命ずる。 (1)・(2) （略） (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条各号の<u>一に</u>該当する者 2 （略）